



死亡牛検査・処理の補助事業のしくみ

平成27年度

死亡牛発生

飼養農家

農業協同組合等

補助金交付

補助金交付

■ 48ヶ月齢未満の死亡牛
● 死亡牛処理申込書

■ 48ヶ月齢以上の死亡牛
● 死亡牛処理整理票
● 死亡牛届出書

中央家畜保健衛生所 BSE検査所

採材・検査

- 死亡牛 BSE 検査申込書
- BSE 検査手数料

陽性

陰性

焼却処分

中央家畜保健衛生所

(社)熊本県畜産協会
死亡牛処理整理票回収・チェック

死亡牛処理整理票

死亡牛専用処理ライン(肉骨粉処理)

(株)熊本蛋白ミール公社 化製処理場

- マニフェスト伝票
- 化製処理料金

焼却施設

(肉骨粉・油脂焼却)

死亡牛の受付時間

搬入前の連絡と迅速な搬入をお願いします。

(株)熊本蛋白ミール公社 TEL 0968-26-3766

①月曜日～土曜日(日曜日、祭日は原則休日)

②受付時間 月曜日～金曜日 午前8:30～午前11:30 午後1:00～午後3:00
月曜日 午前8:30～午前11:30

平成27年4月1日から48ヶ月齢未満の死亡牛 処理に係る補助の内容と料金が変わります

平成27年4月1日から産業廃棄物である死亡牛のBSE検査月齢の引上げにより、BSE検査を要しない48ヶ月齢未満の輸送費、化製処理料への助成が廃止されます。

○必要経費と補助金額

	26年度	27年度
48ヶ月齢以上	補助金有り	
48ヶ月齢未満 24ヶ月齢以上	補助金有り	補助金無し



(単位：円)

区 分	処理経費			補助金額		
	輸送費	化製処理料	BSE 検査料	輸送費	化製処理料	BSE 検査料
生後48ヶ月齢以上	輸送会社及び地域により異なりますので委託団体等へ問合せ下さい。	16,000	4,500	3,000	7,407	4,500
生後48ヶ月齢未満 生後24ヶ月齢以上		16,000	—	—	—	—
生後24ヶ月齢未満 生後3ヶ月齢以上		10,000	—	—	—	—
生後3ヶ月齢未満		6,000	—	—	—	—

○検査、処理等に必要な書類

書 類 名	48ヶ月齢以上	48ヶ月齢未満
① 死亡牛処理整理票 (6枚複写を所属農協等から受け取る)	○	—
② 死亡牛届出書 (獣医師に依頼)	○	—
③ 死亡牛BSE検査申込書 (受付で記入)	○	—
④ 死亡牛処理申込書 (所属農協等から受け取る)	—	○
⑤ マニフェスト伝票 (受付で記入)	○	○

※輸送会社に運送依頼する場合は、上記の書類と経費を委託して下さい。

○問合せ先

熊本県畜産協会・衛生飼料課	TEL 096-369-7745
熊本県中央家畜保健衛生所・BSE 検査所	TEL 0968-26-3200
株式会社 熊本蛋白ミール公社	TEL 0968-26-3766